

第1回

豊かな保育創造を目指して
～0歳から始まる子どもの権利～

講師 岡村 由紀子 氏

1 はじめに ～豊かな保育を作り出す土台～

皆さんは機械を相手にしているのではなく、人間を相手にしています。保育者は、自分にいつも謙虚に、誠実に向かい合うことが求められています。子どもの幸せのために、豊かな保育を作り出すための土台を、はじめにお伝えします。

まず「権利の行使とは、道理に自ら納得し勇気をもって物を言い、行動すること」（太田堯）という言葉があります。つまり、あなたの感じたことを大切にしてい、伝えていい、お互いに話し合っていこうということが大前提にあります。

教育観・保育観については、大人が教え込む教育ではなく、今は、環境による教育が基本だと考えられている時代です。人として生きていくうえで大切なのは、安心を感じる「アタッチメントの視点」です。子どもにとって、何があっても、どんなときにも安心をもって話を聞いてもらい、間違いは教えてもらって、子ども自身が納得して、これでは駄目だと気付いて…という人間関係の中で育っていきます。

今は、多様性の時代になってきています。障害をもつ子、多国籍、医療的ケアが必要な子等、インクルーシブ教育の中で「みんな違っていい、仲間だよね。」という感覚が育っていきます。4歳児ぐらいから違いを認める力が備わってきますが、違いに気付いたときこそ、自己主張と他者理解、合意形成が取れるようになります。みんなが楽しく過ごすための教育のチャンスなのです。

子ども観の土台の一つ目は、教育学的にはみんな違っていいということです。皆と同じようにすることで苦しんでいる子もいます。

二つ目は、人から言われても子どもは変わらないということです。例えば「ありがとう」という言葉についてです。AちゃんがBちゃんに「はい、コップあるよ。」と渡してくれました。Bちゃんはうれしくなります。大人は「ありがとうは？」と言わせてしまいたくなりますが、それでは教育のチャンスがなくなってしまいます。大人が最初に言う言葉は「Bちゃんうれしかったね。Aちゃんがコップを持ってきてくれて。」です。Bちゃんの体の中で起きたことに、ぴったりの言葉を言うことが大事です。そしてAちゃんには、「Aちゃんが持ってきてくれて、Bちゃんすごくうれしいって。ありがとう。」と伝えたいのです。子どもはこのような感情のときに、ありがとうと言うのだと、大人が使っている言葉を自主的に拾い集めてきます。「ありがとう」の本質であるうれしかった経験をすること、つまり体感をくぐった認知をするというのが乳幼児期の教育です。非認知は見えない感情、例えばうれしい、悲しい、頑張るといった感情です。子ども自らが感じたことが、言葉となり身になるのです。

指導観については、他児の玩具を取った等の子どもの「不適切」と言われる行動に、学びのチャンスがあります。「欲しかったの?」「友達が使っているね。」「終わったら貸してって言う?」等、一方的ではない、共感的・応答的指導をすることで、コミュニケーションを学んでいきます。

安心感（アタッチメント）は集団の質に繋がります。不安になったとき、しっかり受け止めてくれる人がいたら、必ず子どもは発達します。ありのままの自分を受け止めてもらい、不安になった

らくっついて、またそこから立ち直るという自立の形成です。

子どもの権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利があります。指導で表すと、一方的ではなく、子どもの思いを受け止めて返すということです。子どもの発言する機会を増やし、自分の力で考えたり、いろいろな人の話を聞いたり、社会生活のルールを知ったり守ったりしていきます。

参加する権利の土台に、意見表明権があります。子どもは思いをつぶやいてもいいし、泣き顔でも、怒り顔でも表現していいのです。言語にならない子どもの欲することを大人が聞き取ることが、特に0歳児、乳児の場合は大切です。

2 権利条約の概要と保育指針

権利条約の中で一番多い言葉は「子どもの最善の利益」です。利益を訳すと、インタレスト=興味・関心です。興味・関心をもって、生活や遊びを過ごすことそのものが、子どもの権利を保障していることに繋がります。1994年、日本が「子どもの権利条約」を採択したあと、保育所保育指針、幼稚園教育要領が変わりました。指針では「乳幼児の最善の利益を考慮し」とあります。人間の赤ちゃんは1人では生きていけません。お腹がすいたとき、膀胱がいっぱいになったとき、眠たいとき、子どもは泣いて大人に知らせます。泣くことで始まる子どもの権利です。心地よく世話をされることで「泣いてもいいんだ。」という自己肯定感の土台が育ちます。むしろ、私達は泣かないサイレントベビーを心配しなければいけないのです。また、人間は目を見て、相手に言葉を返していくことを経験していきます。これがコミュニケーション、情動、心と心の結び合いです。

3 生活の中の子どもの権利

子ども時代に、自由な時間や空間を保障されることで、子どもに自己肯定感が生まれます。自己肯定感の感覚は、他人ではなく、その子が決めることです。子ども達は楽しくて面白くて夢中になって、大人の想像を超えたことをします。そのとき、自分で自分をすごいと思うのです。友達に「Aくん足速いね。」と言われたとします。「そうか…ぼく速いんだ。ぼくってすごい！」と自分で感じます。発達主体である一人一人の子どもの心のもちょうなのです。

子どもの心を知って、時期に合った、安心して遊べる環境をどう作るのか、つまり、豊かな保育創造をすることが、結果として自己肯定感が育つことに繋がります。

4 全国保育士会「保育者のための人権セルフチェック」人格を尊重しないかかわりの例

(1) 排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、責めるような言葉をかける。

膀胱は小学校の低学年位までに完成し、個人差が大きいです。間に合わなかったときも、「すっきりしたね。」「服が濡れていて気持ち悪いね。」「服を変えたら気持ちよくなったね。」「今度出そうになったら教えてね」と繰り返し伝えます。「体の主人公になる」つまり、自分の体の変化に気付く力を育てることを大切にします。

(2) 子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもの言い分を聞かず一方的に判断を下す。

トラブルはチャンスです。友達の玩具を使いたいから取ってしまった行為も、その子の意見です。友達の玩具を使いたかったら、どうすればいいか考え、「貸して」「いつ貸してくれる？」と伝え方を学びます。そのうち友達同士で「ちゃんと口で言わないと駄目だ

よ。」「こういう方法はどう？」等、子ども同士の関係性の中で育っていくものがあります。小さい頃から近くにいる大人にどんな時にも聞き取られたという安心感があると、クリエイティブに未来を作り出していく力が育ちます。

5 子どもの権利条約成立の歴史

1789年ルソーは『エミール』で、子どもを子どもとして考えること、子どもは大人のミニチュア版ではない、子どもなりの大事な見方や考え方があるとしています。1924年ジュネーブ宣言、人類は児童に対して最善のものを与える義務があると言っています。日本で最初に子どもの権利が言われたのは、1951年の児童憲章です。1985年の輸血拒否事件では子どもの権利の問題であることを明確にしました。数々の宣言が出る前に必ず戦争がありました。一番の被害者は弱い立場の子ども、老人、障害をもつ人であるという背景から、1959年に児童の権利宣言、1989年に児童の権利条約が出て、1994年に日本が批准します。国連子どもの権利委員会の2005年一般的意見として「第14条、乳幼児は話し言葉または書き言葉という通常の手段で疎通ができるようになるはるか以前より、様々な方法で選択を行い、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達している」と発表しています。

子どもは未熟な故に保護されつつ、権利を行使する主体であるという捉え方が権利条約にみる子ども観です。

6 実践記録より

大切なのは、共感的・応答的指導です。行動は見えますが、気持ちは見えません。給食のおかわりが欲しくて泣いてしまった子がいるとします。泣いている状態に対し「泣かないの。もうないよ。」

と言うのではなく、「食べたかったよね。」「欲しかったよね。」と声をかけるのが共感的指導です。

「この人はわかってくれた。」という安心感が育ち、そうして、信頼をもった人の言葉は子どもに伝わります。

クラスの中でも、「鉄棒できるようにになりたい。」「じゃあ教えてやるよ。」と、子ども同士で不安を解消して意欲をもって進めていくこともできるのです。

保育観・教育観と言いましたが、何を子ども達に育てたいか、生きる力、人格とは何か、枠組みの基本をどう考えるかによって、保育は違ってきます。

自己肯定感とは「一人の人間として生まれてきた、そこに意味がある」ということを言っています。そのことを大事にして、子どもがもっている力を100%以上引き出せるお手伝いをしていくことです。それはどういう保育を作っていくかに繋がっていきます。

これは日常的にある場面であり、子どもの気持ちを聴くということ、子どもの心を大事にするという指導に繋がっていきます。

7 子どもの最善の利益（第3条）について

権利条約にある全ての条約は、子どもの最善の利益をもたらすものでなければなりません。それは、子どもの興味・関心に合った教育環境を保障することです。乳幼児期における主導的活動が遊びであるならば、私達は子ども達に十分遊ぶことができる環境と、子どもの遊びを刺激する質の高い文化、芸術に接する機会を保障するということが大切です。

保育活動を考えるときに、遊びの種類によって育つものが違います。保育者は、だんごむしが大好きでずっと遊んでいる子ども、それを置いても「やってみよう」と思える、子どもが心から楽

しいと思える保育活動を考えます。

私は「遊びの渦を作る」「核を作る」ということを大事にしています。例えば、七夕で短冊を用意していると、何をしているか気になった子が寄ってきます。素話をしたり、やりたいと言う声を聞いて短冊を用意したり、山に笹を取りに行ったりして、七夕の面白さを拡大していきました。他にも、虫ばかりに興味がある子がいるクラスでは、部屋のカーテンをしめて森を作る実践をしました。木に折り紙のカブトムシをつけると、早速興味をもって「どうして作る？」と言ってきました。

文字や数字に関しても、生活の中で楽しみながら、知的な好奇心を入れ込んで遊ぶことが大事です。保育活動後に「遊んできていい？」と言われたら、楽しくなかったということです。「私もやりたい。」という子どもの興味・関心を土台にして、どう組み合わせたらこの保育活動が楽しくなるのかを考えます。

子どもは“今”の楽しさで過ごしているため、未来を考えることは難しいものです。子ども達に経験させたいことを、指導計画や保育計画にすることは大事です。こちらの働きかけの意図は、大人のカリキュラム通りに動くためにすることではありません。まとめようとするのではなく、子どもの「やりたいなあ。」と言う気持ちを大切に共感的・応答的に作る事が大切です。

8 まとめ

「まとめよう」「ちゃんとやろう」ではなく、「子どもの興味・関心がどこにあるか？」をつかむのが保育の始まり、子どもの心に憧れを育てるのが保育者の仕事です。それは誘導保育とは違い、保育者と子ども、子どもと子ども、大人と大人が「ノー」と言えること（意見表明）ができる関係があることです。大人の言う通りにしないとだめな子、わがままな子という見方ではありません。

子どもの権利の視点から見ていくと、赤ちゃんにも、小さい子の嘔吐、叩くという行為の中にも、子どもの心があるということです。

3歳の子が、あるとき叫んで泣いていました。様子を見た保育者が「Aちゃんと一緒に手を繋ぎたかった？」と聞くと、うなずいて答えました。「繋ぎたいって一緒に言う？」と保育者が声をかけると、自分から「一緒に繋ぎたい！」と言えました。先生が「素敵だね、そうするとわかるね。」と声をかけていました。そうした保育の中で、子どもは体の主人公になり発達していきます。

私達には、乳児がどれほど小さい存在でも、その小さい中に生命の尊厳と発達の可能性があるということを認知する感性が求められます。まして、子どもの人格の形成に関わる私達は、いじめや虐待など子どもを取り巻く問題が厳しい状況の中で、人権感覚が問われているのです。そして、子どもの最善の利益を求めて保育創造することが求められています。

2001年3月に行われた川崎市子どもの権利に関する条例報告会より、子ども代表の中学生の意見です。

「まず大人が幸せになってください。大人が幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。大人が幸せでないと子どもに虐待とか体罰とかが起きます。条例に『子どもは愛情と理解をもって育まれる』とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で大人が幸せでいてほしいのです。子どももそういう中で安心して生きることができます。」皆さんも悩んだり困ったりしたら、それを話して一緒に解決して行ってほしいです。先生が楽しく保育ができないと、子どもが楽しいとか、親が子育てを楽しんでいるというふうにはなりません。みんなが楽しい中で、子どもの発達保障は花を咲かせていくのだらうなと思っています。

第1回 焼津市保育者資質向上研修会
令和6年6月21日（金）（抜粋）
会場：焼津市役所 会議室1B